

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	□中
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 三宅村長
3. 市区町村名	三宅村	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	子どもの医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.vill.miyake.tokyo.jp/kakuka.kikakuzaisei/news/mynumber.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年9月条例第33号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三宅村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和2年条例第14条)別表第1~4の項及び別表第2~4の項 三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年9月条例第33号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年9月条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年9月条例第33号) 三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成19年規則第12号) 東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱(平成19年5月7日18福保助第1049号)